

防衛装備庁訓令第35号

防衛装備庁における予定価格算定事務に関する訓令を次のように定める。

平成27年10月1日

防衛装備庁長官 渡辺 秀明

防衛装備庁における予定価格算定事務に関する訓令

改正 令和5年3月31日庁訓第10号

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 調査

第1節 価格調査（第4条－第7条）

第2節 経費率調査（第8条－第11条）

第3節 原価調査（第12条－第19条）

第4節 資料調査（第20条・第21条）

第3章 予定価格の算定（第22条・第23条）

第4章 原価計算要領等の確認（第24条・第25条）

第5章 雑則（第26条）

附則

## 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和 37 年防衛庁訓令第 35 号。以下「算定基準訓令」という。）第 7 2 条に基づき、防衛装備庁における中央調達（装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和 49 年防衛庁訓令第 4 号。以下「調達実施訓令」という。）第 3 条に規定する装備品等及び役務の調達をいう。）に係る算定事務（予定価格の算定に必要な調査及び予定価格の算定並びにこれに付帯する事務をいう。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この訓令において用いる用語の意義は、調達実施訓令及び調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用について（防経装第 8927 号。25.6.26）に定めるもののほか、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 長官 防衛装備庁長官をいう。

(2) 地方防衛局長等 北海道防衛局長、北関東防衛局長、南関東防衛局長、近畿中部防衛局長、中国四国防衛局長、沖縄防衛局長、東海防衛支局長、長崎防衛支局長、郡山防衛事務所長、宇都宮防衛事務所長、舞鶴防衛事務所長、岐阜防衛事務所長及び玉野防衛事務所長をいう。

(3) 原価監査事務訓令 防衛装備庁における原価監査事務に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第36号）をいう。

(4) 契約条項等 契約条項その他契約関係書類をいう。

(5) 調達実施計画 調達実施訓令第10条に規定する調達実施計画をいう。

（防衛大臣の承認を必要とする事項）

第3条 調達管理部長は、算定基準訓令第70条又は第72条の規定に基づき、あらかじめ防衛大臣の承認を受けることとなっている事項については、防衛大臣の承認を受けるための申請書類を作成し、長官の決裁を受けるものとする。

## 第2章 調査

### 第1節 価格調査

(価格調査実施計画の作成)

第4条 調達管理部長は、調達実施計画に基づき、調達物品等及び調達物品等を構成する品目等のうち、価格調査の必要があると認めるもの及び調査条件について、調達事業部長と協議の上、当該年度における価格調査を実施するため、必要な事項を記載した価格調査実施計画を年度当初に作成するものとする。

(価格調査の実施)

第5条 調達管理部長は、前条に規定する価格調査実施計画に基づき、市場価格及び当該市場価格の変動に関連する種々の経済指標に関する事項について調査するものとする。

2 調達管理部長は、調査した結果を記載した価格調査報告書を作成するものとする。

(計画外の価格調査)

第6条 調達管理部長は、調達事業部長から価格調査実施

計画にある品目等以外の品目等について価格調査を依頼された場合又は価格調査実施計画にある品目等について調査条件を指定して特別な価格調査を依頼された場合には、その実施の可否について調達事業部長と協議の上、価格調査を実施するものとする。

(価格調査の特例)

第7条 調達管理部長は、価格調査の実施に当たり、調査条件の特性又は調査実施上の理由により、調達事業部長又は地方防衛局長等に調査を依頼することが適当と認められる場合には、当該調査を依頼することができる。

2 調達事業部長及び地方防衛局長等は、前項の依頼により調査を行った場合には、当該調査結果を調達管理部長に通知するものとする。

## 第2節 経費率調査

(経費率の算定等実施計画の作成)

第8条 調達管理部長は、調達実施計画に基づき、調達の相手方となる事業者が行う事業について調達事業部長と協議の上、必要があると認めるものについて当該年度に

における経費率の算定又は設定（以下「算定等」という。

）を実施するために必要な事項を記載した経費率の算定等実施計画を年度当初に作成するものとする。

- 2 調達管理部長は、前項で作成した経費率の算定等実施計画の写しを調達事業部長及び地方防衛局長等に送付するものとする。

（経費率調査の実施等）

第9条 調達管理部長は、前条に規定する経費率の算定等実施計画に基づき、必要な調査を行うとともに経費率の算定等を実施し、調達事業部長に調査した資料及び算定等の結果を送付するものとする。

- 2 調達事業部長は、前項に基づく資料等の送付を受けた場合は、経費率の算定等の対象となった事業名、算定等の結果その他必要な事項を記載した経費率算定調書を作成するとともに、算定基準訓令に規定する計算項目及び計算要素と事業基準との関係がわかる資料を作成し、調達管理部長の審査を経て、長官の承認を受けるものとする。

3 調達事業部長は、前項の長官の承認を受けた場合には、当該経費率算定調書及び算定基準訓令に規定する計算項目及び計算要素と事業基準との関係がわかる資料の写しを調達管理部長及び地方防衛局長等に送付するものとする。

(計画外の経費率の算定等)

第10条 調達管理部長は、調達事業部長から経費率の算定等実施計画以外の事業について経費率の算定等を依頼された場合には、その実施の可否について調達事業部長と協議の上、経費率調査を実施するものとする。

(経費率の再算定等)

第11条 調達事業部長は、経費率の適用に当たり、当該経費率を適用することが適当でないとする場合又は経費率の算定等の対象となった事業の事業者から再調査の申出があり、再調査を必要とする場合には、当該経費率の適用を保留し、調達管理部長に通知するものとする。

2 調達管理部長は、前項の通知を受けた場合には、直ちにその旨を地方防衛局長等に対して通知するものとする。

- 3 調達管理部長は、第1項の規定の通知を受け、当該経費率の再算定又は再設定（以下この条において「再算定等」という。）を行う必要があると認める場合には、再調査を行うとともに経費率の再算定等を実施し、調達事業部長に再調査した資料及び算定等の結果を送付するものとする。
- 4 調達事業部長は、前項の規定により必要な資料等の送付を受けた場合には、経費率の算定等の対象となった事業名、算定等の結果その他必要な事項を記載した経費率算定調書を作成し、調達管理部長の審査を経て、長官の承認を受けるものとする。
- 5 調達事業部長は、前項の長官の承認を受けた場合には、当該経費率算定調書の写しを調達管理部長及び地方防衛局長等に送付するものとする。

### 第3節 原価調査

（原価調査実施計画の作成）

- 第12条 調達事業部長は、調達実施計画に基づき、当該年度に原価調査を実施するための原価調査実施計画を年



度当初に作成するものとする。

(原価調査の実施)

第13条 調達事業部長は、前条に規定する原価調査実施計画に基づき、調査対象となる契約ごとに、原価調査の範囲、原価調査の期間その他必要な事項を記載した原価調査実施要領を作成し原価調査を実施するものとする。

(計画外の原価調査)

第14条 調達事業部長は、原価調査実施計画にある契約以外の契約に原価調査が必要と認める場合には、当該計画を修正の上、原価調査を実施するものとする。

2 前条の規定は、前項の規定により原価調査を実施する場合について準用する。

(原価調査の特例)

第15条 調達事業部長は、原価調査の実施に当たり、調査条件の特性又は調査実施上の理由により調達管理部長又は地方防衛局長等に調査を依頼することが適当と認められる場合には、当該調査を依頼することができる。

2 調達管理部長及び地方防衛局長等は、前項の依頼によ

り調査を行った場合には、当該調査結果を調達事業部長に通知するものとする。

(契約相手方への通知)

第16条 調達事業部長は、原価調査を行う場合には、あらかじめ契約相手方に対し原価調査を行う旨を通知するものとする。

2 前条に規定する依頼により調達管理部長又は地方防衛局長等が調査を行う場合には、前項の「調達事業部長」とあるのは「調達管理部長又は地方防衛局長等」と読み替えるものとする。

(原価調査実施不能の場合の処理)

第17条 調達事業部長は、契約相手方の拒否又はその他の理由により原価調査の全部又は一部の調査を実施できない場合には、速やかに長官に報告するものとする。

2 調達管理部長又は地方防衛局長等は、第15条第1項に規定する依頼により原価調査を実施する場合において、契約相手方の拒否又はその他の理由により原価調査の全部又は一部が実施できないときは、前項に準じて速や

かに調達事業部長に通知するものとする。

- 3 調達事業部長は、前項の通知を受けた場合には、速やかに長官に報告するものとする。

(紛争が生じた場合の処理)

第18条 調達事業部長は、原価調査の実施に当たり、契約相手方と紛争が生じた場合には、紛争を生じた契約、紛争を生じた事項、紛争の原因その他必要な事項を記載した紛争発生通知書を作成し、速やかに長官に報告するものとする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により紛争発生通知書を作成し、長官に報告する場合について準用する。この場合において、前条第2項中「契約相手方の拒否又はその他の理由により原価調査の全部又は一部の調査が実施できないときは」とあるのは「原価調査の実施に当たり、契約相手方と紛争が生じた場合には、紛争を生じた契約、紛争を生じた事項、紛争の原因その他必要な事項を記載した紛争発生通知書を作成し、速やかに」と読み替えるものとする。

(原価調査に係る委任規定)

第19条 この節に定めるもののほか、原価調査の実施に係る細部事項は、調達管理部長の定めるところによる。

#### 第4節 資料調査

(見積資料等の徴取)

第20条 調達事業部長は、必要に応じて、予定価格の算定に当たって適当と認められる相手方を選定し、見積価格計算書その他見積資料（以下「見積資料等」という。）を徴取するものとする。

(資料調査の実施)

第21条 調達事業部長は、必要に応じて、原価調査の結果、見積資料等又は原価監査事務訓令第13条第1項の原価監査報告書その他の資料について、実地に調査及び確認を行うものとする。

2 調達事業部長は、前項の調査及び確認の全部又は一部を調達管理部長又は地方防衛局長等に依頼することができる。

3 調達管理部長又は地方防衛局長等は、前項の規定によ

り調査及び確認を行った場合には、その結果を調達事業部長に通知するものとする。

4 調達管理部長又は地方防衛局長等が、調査の相手方の拒否その他の理由により第2項の規定により依頼された調査及び確認の全部又は一部を実施できない場合には、その旨を調達事業部長に通知するものとする。

5 調達事業部長は、前項の通知を受けた場合には、対応方針を決定し、調達管理部長又は地方防衛局長等に通知するものとする。

### 第3章 予定価格の算定

(予定価格の算定)

第22条 調達事業部長は、調達要求に応じて計算価格を計算し、当該計算価格を基準に予定価格を算定するものとする。

2 調達事業部長は、前項の予定価格を記載した予定価格調書その他必要な書類を作成し、担当官（防衛装備庁における契約事務に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第34号）第2条に規定する担当官をいう。）の決裁

を受けるとする。

(特殊なものの処理)

第23条 調達事業部長は、調達要求が変更された場合のほか、契約条項等に基づき必要となる調書又は計算書を作成するものとする。

#### 第4章 原価計算要領等の確認

(原価計算要領等の確認)

第24条 調達事業部長は、契約相手方から、契約条項等に基づき、事業の原価計算要領その他の会計規定（第2項において「原価計算要領等」という。）について確認を受けるための申請があった場合には、その内容を検討し、調達管理部長と協議の上、必要があると認めるときは条件を付し、確認するものとする。

2 前項の規定は、契約相手方から、契約条項等に基づき、原価計算要領等の変更について承認を受けるための申請があった場合について準用する。この場合において、「確認」とあるものは「承認」と読み替えるものとする。

(原価計算要領等の確認の特例)

第 2 5 条 調達事業部長は、前条の検討に当たり、必要があると認める場合には、地方防衛局長等に調査を実施させることができる。

2 地方防衛局長等は、前項の規定により調達事業部長から調査を命ぜられた場合には、調査を行い、その結果を調達事業部長に報告するものとする。

## 第 5 章 雑則

(委任規定)

第 2 6 条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項（第 2 章第 3 節に係るものを除く。）は、調達管理部長又は調達事業部長がそれぞれの所掌について別に定めるものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 2 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令に基づき別に定める細部実施要領等で規定される別記様式は、当分の間、予定価格算定事務に関する

達（平成18年装備本部達第48号。以下「算定事務達」という。）に規定された別記様式（別記様式第23号、24号を除く）を適宜修正して使用することができる。

3 この訓令の施行の日前に、算定事務達に規定されていた別記様式により既に送付又は提出された書類等については、この訓令の規定により防衛装備庁に提出されたものとみなす。

4 この訓令の施行の日前に、算定事務達の規定より行われた手続は、別段の定めのあるものを除き、この訓令の規定により行われた手続とみなす。

附 則（令和5年3月31日庁訓第10号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。